



妊婦に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費及び宿泊費支援事業について

上天草市では、遠方の分娩取扱施設等で妊婦健診や分娩をする必要がある妊婦に対して、分娩取扱施設等までの移動に係る交通費および出産までの間、分娩取扱施設等の近くで待機する場合の宿泊費の助成を行っています。

1 対象者

■上天草市に住所を有する方で以下のいずれかに該当

- ・自宅（または里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設等までおおむね60分以上の移動時間を要する妊婦
- ・自宅（または里帰り先）から最寄りの周産期母子医療センターまでおおむね60分以上の移動時間を要するハイリスク妊婦

※希望して最寄りの分娩取扱施設等ではない医療機関等を選択し、おおむね60分以上の移動時間を要した場合は対象外となります。

※ハイリスク妊婦とは、診療報酬において「ハイリスク妊娠管理加算」、「ハイリスク分娩等管理加算」または「総合周産期特定集中治療室管理料」が算定されている方です。

※熊本県内の周産期母子医療センターは、「熊本大学病院」、「福田病院」、「熊本市民病院」、「熊本赤十字病院」が該当します。

2 助成内容

■分娩時	
交通費	① タクシーを利用する場合 ・実費額×0.8 ② タクシー以外を利用する場合 ・自家用車：距離（1km未満切捨て）×37円×0.8 ・公共交通機関（バス、電車など）：運賃等の実費額×0.8
宿泊費	・実費額（1泊あたり10,800円を上限）から1泊あたり2,000円を差し引いた額 ※14泊までが上限となります。



■妊婦健康診査時	
交通費	居住する場所から最寄りの産科医療機関等、周産期母子医療センター又は分娩予定施設までの移動に要した費用が助成対象です。タクシーの利用は対象外となります。 ※14回までが上限となります。なお、上限が7回までとなる場合がありますので、健康づくり推進課までお問い合わせください。 ・自家用車：距離（1km未満切捨て）×37円×0.8 ・公共交通機関（バス、電車など）：運賃等の実費額×0.8



3 申請について

《申請方法》 申請書に領収書、診療明細書、母子手帳の写し等、必要書類を添えて提出してください。

《申請期限》 出産後1年以内

※詳しくは健康づくり推進課までお問い合わせください。

【問合せ先】

上天草市役所 健康福祉部

健康づくり推進課 母子保健係

電話 0969-28-3376